

令和5年度 第2回

久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会

日時: 令和5年12月25日(月)13時30分

場所: 久留米市庁舎2階 くるみホール

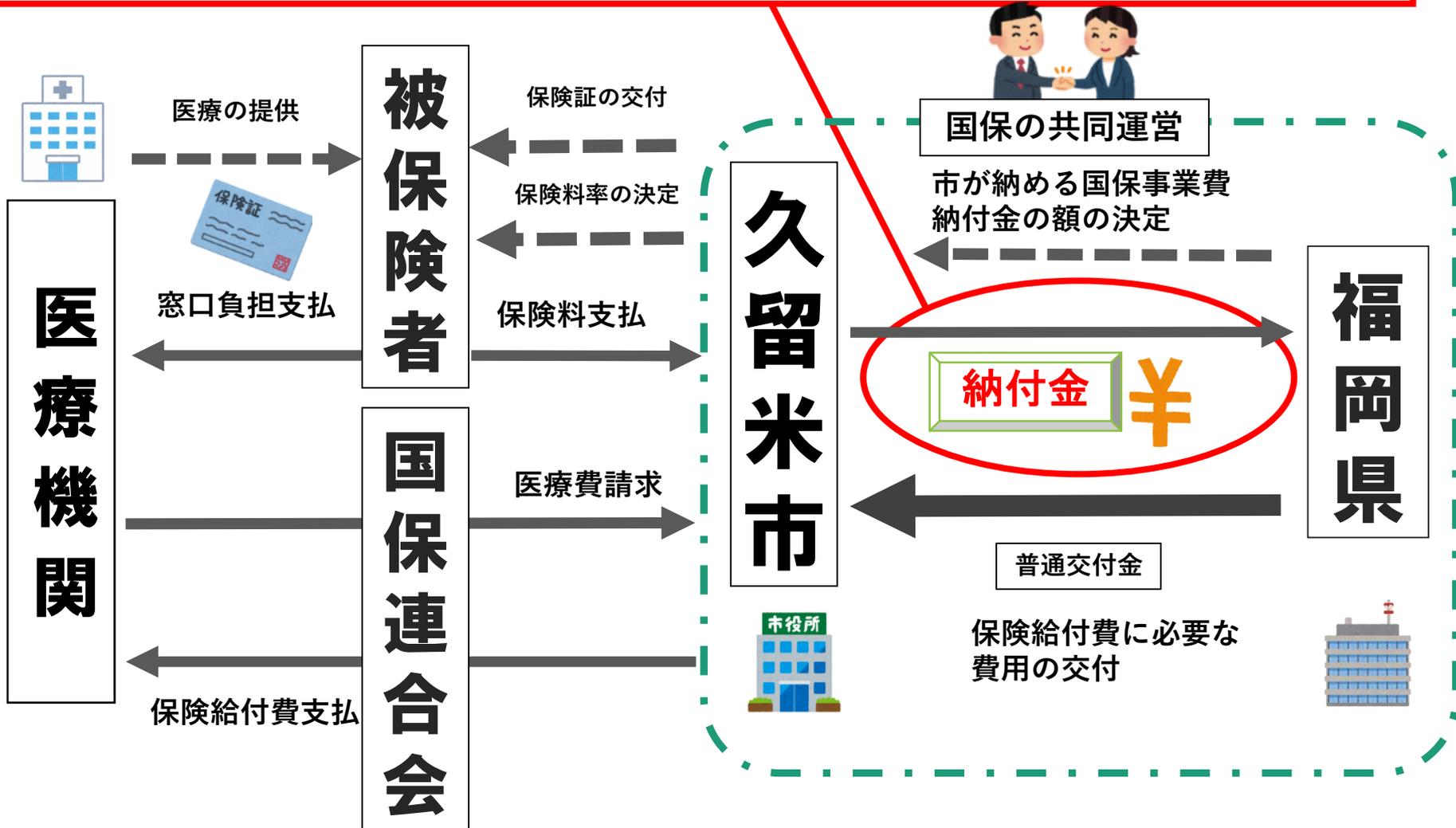
報告事項

- (1) 令和6年度 国民健康保険事業費納付金について
- (2) 久留米市国民健康保険運営協議会の今後のスケジュールについて
- (3) データヘルス計画について

(1) 令和6年度国民健康保険事業費納付金について

○納付金（国民健康保険事業費納付金）とは？

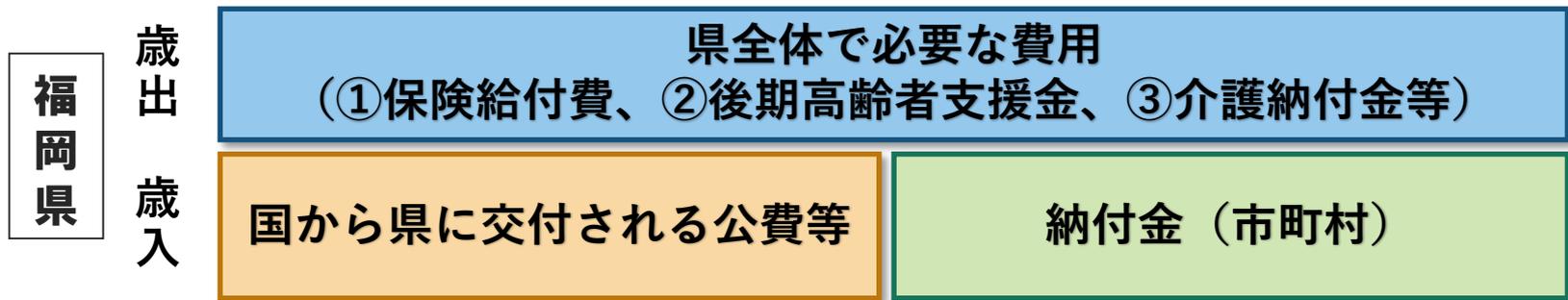
医療費水準や所得水準に応じて、県が決定した金額を市町村が県に納めるもの。



(医療費の審査)

納付金の算定イメージ（概略）

○県は、保険給付費や被保険者数等を推計し、県全体で必要な費用を見込む。



【費用の内訳】

①保険給付費

国保被保険者の医療費の支払いに係る費用

②後期高齢者支援金

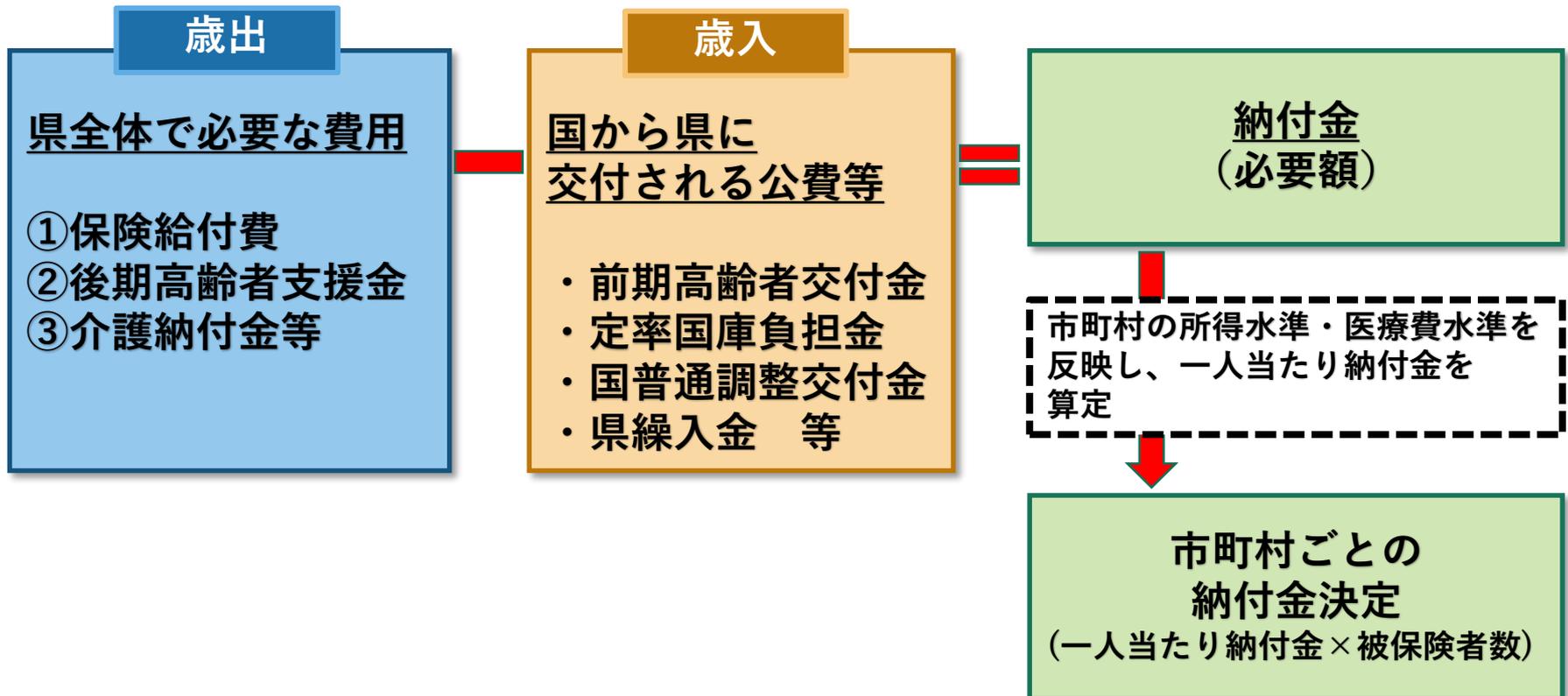
後期高齢者の医療費支援のため、各医療保険の被保険者が負担する費用

③介護納付金

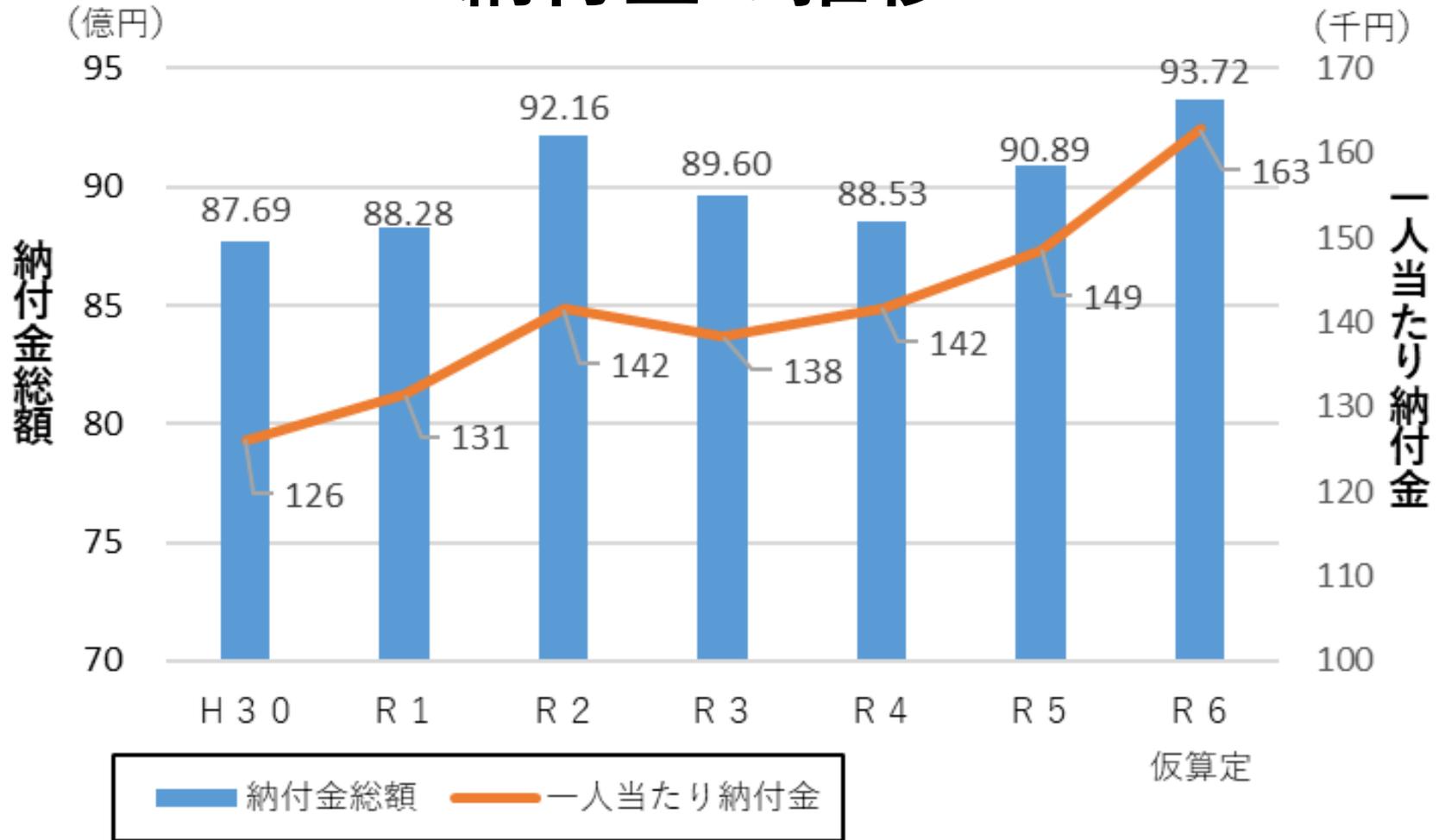
40～64歳の人（介護保険第2号被保険者）の介護保険料相当分の費用

納付金の算定イメージ（概略）

- 費用（歳出）から公費（歳入）を差し引き必要額を算出。
- 市町村の所得水準・医療費水準を反映し、被保険者数等に応じ配分する。



納付金の推移



- ・一人当たり納付金は、一人当たり医療費の増加の影響で、増加傾向にある。
- ・被保険者数は減少傾向にあるが、上記に伴い、納付金総額も増加傾向にある。

令和6年度の納付金（仮算定）

■ **納付金** **93.7億円** (+2.8億円)

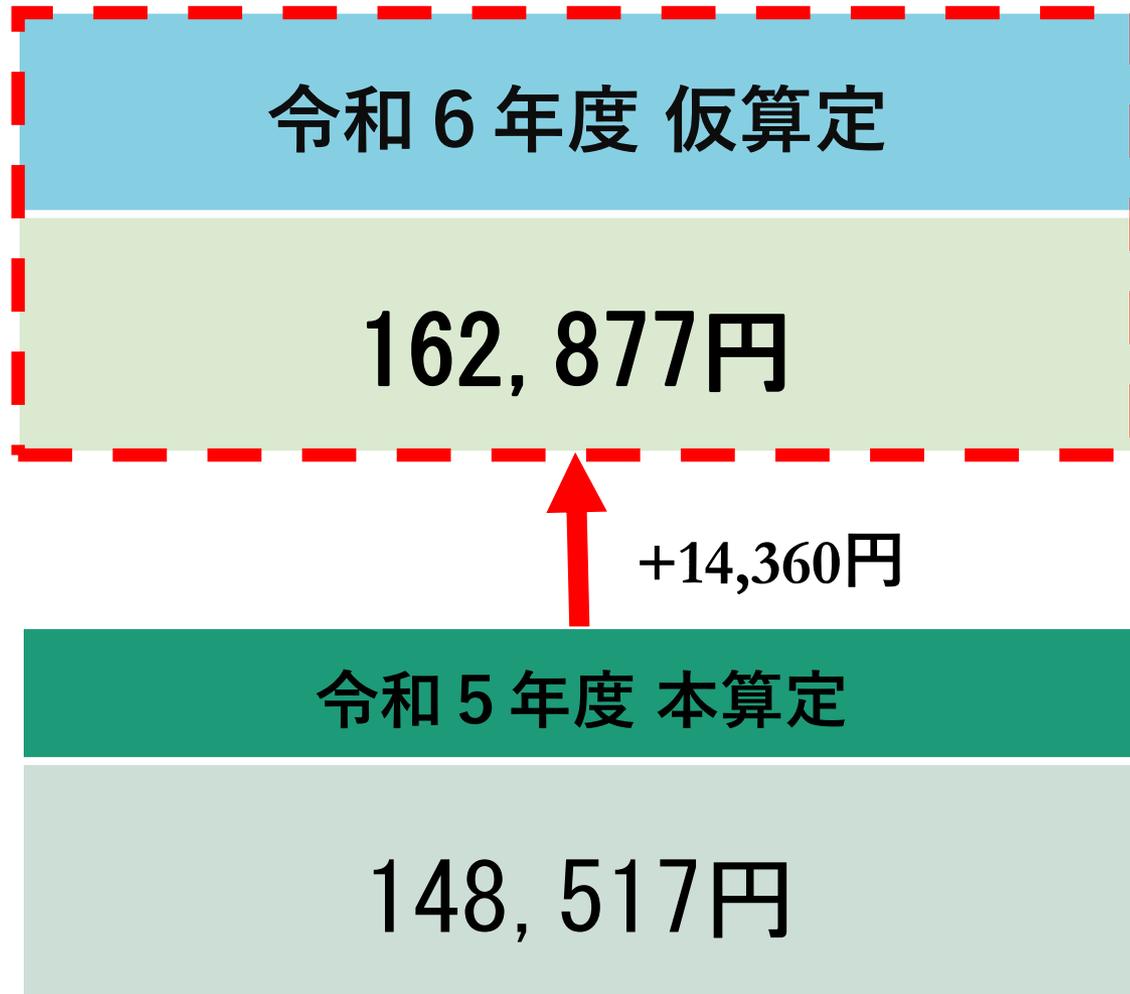
※ 令和5年度納付金：90.9億円

【R6納付金の内訳】

・医療分	66.4億円(+2.4億円)
・後期支援金分	20.4億円(+0.5億円)
・介護納付金分	6.9億円(▲0.1億円)

○医療分は、今後も医療費が高い水準で推移するとの見込みにより、前年度納付金から2.4億円増加した。被保険者数は減少するが、一人当たり医療費が大幅に増加すると見込まれていることが、その要因となっている。

久留米市の一人当たり納付金の前年度比較



一人当たり納付金は、前年度より14,360円（+9.67％）の増額となっている。

(1)令和6年度 国民健康保険事業費納付金について

福岡県内市町村の一人当たり納付金状況（仮算定）

順位	市町村名	令和6年度仮算定 一人あたりの金額 (円)
1	A	180,707
2	B	176,188
3	C	175,845
<hr/>		
13	D	163,088
14	久留米市	162,877
15	E	162,718
<hr/>		
58	X	129,541
59	Y	128,434
60	Z	126,843
福岡県	県平均	158,012

- ・久留米市の一人当たり納付金は、県内平均額を約4,900円上回っている。
- ・久留米市の順位は令和5年度（14位）と同じであり、久留米市だけでなく、県全体で納付金が増加している状況にある。

**(2) 久留米市国民健康保険運営協議会の
今後のスケジュールについて**

(2) 久留米市国民健康保険運営協議会の今後のスケジュールについて

	11月	12月	1月 ~ 2月
国保運営協議会 久留米市		第2回 ▷ 令和6年度納付金 仮算定結果について ▷ データヘルス計画	第3回(1月25日) ▶ 確定した納付金での 令和6年度国保財政推計 ▷ 諮問 ▷ 答申 ▷ 第3期データヘルス計画 (案)
			▶ 令和6年度の保険料率など、 諮問事項の検討
福岡県	【11月下旬】 ▷ 納付金の仮算定結果を提示 (県から市町村へ)		【1月上旬】 ▶ 納付金の本算定結果 (確定額) を提示

○諮問と答申について



- ・ 令和6年度の保険料率等について、市の考えを提示。
- ・ 国保運営協議会に対して、見解を求める。

- ・ 諮問内容に対する見解を示す。
- ・ 必要に応じて、国保運営に対する意見や要望等を付けることができる。

久留米市は、答申の内容を重く受け止め、今後の国保運営の参考とし、方針を決定。

第3回久留米市国民健康保険運営協議会の開催について

日 時 : 令和6年1月25日(木) 13:30~
会 場 : 久留米市庁舎2階 くるみホール
内 容 : 諮問、第3期データヘルス計画(案)

※リモート (Zoom) での出席も可能です。

(3) データヘルス計画について

1 概要

- データヘルス計画とは、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画
- 具体的には、レセプトや健診情報等を活用しながら、ターゲットを絞った各種保健事業を重層的に展開することで、被保険者の「健康保持・増進」や、「疾病の予防・早期発見」を図るとともに、医療費の適正化につなげるもの。



2 計画に基づいて実施する主な事業

事業名	事業概要
重症化予防支援事業	CKD（慢性腎臓病）や糖尿病等の発症予防、重症化予防のため、医療受診勧奨や生活習慣改善に向けた保健指導を実施。
健康教育 CKD啓発事業	保健師等による生活習慣病予防等の講話、校区イベント等において、CKDの疾病概念や予防方法を周知・啓発
特定健康診査 特定保健指導	40～75歳未満の被保険者を対象。 健診結果から、メタボ該当者・予備群等を対象に生活習慣改善に向けた保健指導を実施。
特定健康診査 受診勧奨事業	特定健康診査の受診率向上を目的に、文書や電話等による健診受診勧奨を実施。

3 計画の概要

- (1) **第1期計画**（平成26年度～平成29年度）
 - ・平成26年に、国の「保健事業の実施等に関する指針」が一部改正され、市町村によるデータヘルス計画の策定が明示される。
- (2) **第2期計画**（平成30年度～令和5年度）
 - ・平成30年度に保険者努力支援制度が導入され、データヘルス計画の実施や医療費適正化の取り組みが評価の対象となる。
- (3) **第3期計画**（令和6年度～令和11年度）
 - ・市町村による保健事業の質向上と負担軽減を図るため、国により、データヘルス計画の標準化が図られることとなっている。

次回の運営協議会で、第3期データヘルス計画（案）を報告する予定としています。